



# 消防出初式

1月9日、笹岡・山崎地内で消防出初式が行われました。

雪が吹きつける悪天候の中、消防車両など50台が出動。一斉放水と市中行進を行い、今年1年の無火災を祈願しました。

2005(平成17年)  
2  
第11号

## 広報 あがの

- 所得税・市県民税の申告はお早めに…………… 2～7
- 滞納はルール違反です…………… 8～9
- 12月議会定例会…………… 10～11
- 市内見て歩記…………… 12～13
- 行政改革を進めるために…………… 14～15
- 水原郷病院…………… 16
- はつらつ健康通信…………… 17
- ふるさと探訪…………… 18
- この本だいすき…………… 19

国税庁確定申告サイトオープン  
確定申告をサポートするお役立ちサイトです。さあ、あなたも今すぐアクセス。  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)



**確定申告**  
所得税・贈与税・事業税・住民税 個人事業者の消費税・地方消費税  
3月15日(火)まで 3月31日(木)まで  
○申告と納税は別々に、○納税は受取印を捺印後で、  
国税庁・国税局・市町村

# 所得税・市県民税の申告は お早めに!

申告期間  
2/16 → 3/15  
土・日を除く

住宅借入金等特別控除、譲渡所得・消費税・贈与税等の申告相談は、新発田税務署へ（確定申告期間中の会場：新発田市カルチャーセンター）

## 確定申告が必要な場合

◎農業所得・営業所得・不動産所得などがある場合や、土地や建物を売却した場合  
平成16年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から配当控除額と定率減税額を差し引いて残額があるとき

◎給与所得者の場合（次のいずれかにあてはまる人）

- ・年間の給与収入が2000万円を超える人
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ・2力以上の会社などから給与をもらっている人

なお、右記以外にも確定申告が必要な場合がありますので、詳しくは新発田税務署へおたずねください。

## 所得税還付申告

確定申告をする必要のない方（年末調整済の場合等）でも、次のような場合は確定申告をすると、源泉徴収された税金が還付される場合があります。

### 1. 住宅借入金等特別控除

住宅ローン等を利用してマイホームを新築や購入、増改築したときは、一定の要件に当てはまれば居住の用に供した年から

### 3. 雑損控除

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けた時も、源泉所得税が還付される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### 4. 障害者控除

- 所得税、地方税における障害者控除は、次に該当する方が対象となります。
- ① 身体障害者手帳（1～6級）を有している人
  - ② 知的障害者（軽度・中度・重度）と判定された人
  - ③ ①②に準じる人
  - ④ 65歳以上の介護保険認定者

ら一定の期間、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

申告書に添付する書類

### ① 新築住宅または中古住宅の取得の場合

- (1) 住民票の写し
- (2) 家屋の登記簿謄本または抄本
- (3) 工事請負契約書または売買契約書のコピー
- (4) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※このほか、家屋と同時に敷地も借入金で取得している場合には

- (5) 敷地の登記簿謄本または抄本
- (6) 敷地の売買（分譲）契約書のコピー

### ② 増改築の場合

- (1)～(4)の書類のほか、建築確認済証または検査済証の写しか増改築等工事証明書が必要となります。
- ※源泉徴収税額がゼロの場合は還付はありません。

初めてこの申告をされる場合は、ご自分で申告書に記載されて郵送するか、新発田税務署でご相談ください。



## 2. 医療費控除

あなた自身や、家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を「医療費控除」として所得から差し引くことができます。

この控除を受けるためには病院等が発行した領収書等が必要です。  
介護サービス費については、領収書に記載してある「医療費控除の対象となる金額」が医療費控除の対象となります。

また、6カ月以上寝たきり状態の人が使用するおむつ代を医療費控除に含める場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」と領収書が必要です。

※おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長が交付するおむつ使用の確認書等をおむつ使用証明書に代えることができます。

申告の際、あらかじめ自分で領収書等を整理・計算しておいてください。

$$(16年中に支払った医療費) - (保険金などで補てんされる金額) = A$$

$$([10万円] か [所得の5%] のいずれか少ない方) = B$$

$$A - B = \text{医療費控除額 (最高 200万円)}$$

平成16年12月31日に③および④の状態だった方は、確定申告時に認定書が必要になります。次の窓口へ申請をして、認定書の交付を受けてください。

### ●申請・問い合わせ先

- 市役所保険年金課 介護保険室 介護保険係  
☎ 62-2510 内線2325234
- 安田支所 ☎ 68-3180 (ダイヤルイン)
- 京ヶ瀬支所 ☎ 67-2111 (代表)
- 笹神支所 ☎ 62-4141 (代表)

## 農業所得申告 (収支計算と経費目安割合)

1. 昨年申告分の農業収入金額が300万円以上の方は「収支計算」で

平成15年分の農業収入金額が300万円以上になった方は、今年の申告ではすべて「収支計算」で申告していただくことになります。（経費目安割合）を用いての申告はできませんので、あらかじめ各自で計算をお願いします）

2. 農業所得は平成18年分から「収支計算」で申告

これまで収入に応じて段階的に「収支計算」に移行してきましたが、平成18年分の申告（平成19年2月確定申告時）からは全員の方が「収支計算」で農業所得を申告していただくこととなります。

収支計算では、収入の記録や経費としたものについての領収書等が必要になりますので、大切に保存しておいてください。

農業所得を「収支計算」以外で申告される方についての平成16年分の「経費目安割合」は次のとおりです。申告の際は収入金明細書を記入のうえお持ちください。

- ◇田作物農業用 82%
- ◇畑作物農業用 79%
- ※収入金額の一番多い業種の割合を用います。

3. 小作料収入は、ご自分で計算してください

農地を貸している場合は「不動産所得」として申告してください。  
下記により各自計算してください。

土地改良費等個人に関する資料については市役所ではわかりません。領収書等で確認してください。

耕作地の固定資産税については各自で確認・計算をして申告してください。（固定資産税の納税通知書と一緒に送りしている「課税明細書」から計算できます）

$$\text{小作料の不動産所得} = \text{小作料収入} - (\text{耕作地の固定資産税} \cdot \text{土地改良費} \cdot \text{その他必要経費})$$

## 消費税および 地方消費税

個人事業者の平成16年分の消費税および地方消費税の確定申告と納税は、3月31日(木)までです。

### こんな方は

#### 確定申告が必要です

- 平成14年中(基準期間)の課税売上高が3000万円を超える事業者
- 平成14年中の課税売上高が3000万円以下の事業者で、「消費税課税事業者選択届出書」を出している事業者

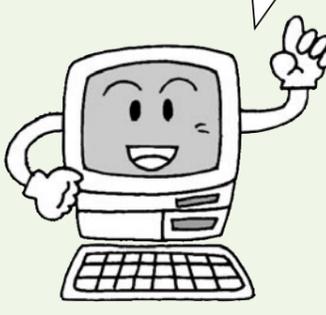
確定申告書は自分で書いて、郵送または信書便で税務署へ

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っているあなた自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。正しい申告でお早めにご提出ください。なお、申告書の記入の仕方を説明した手引き等は、市役所税務課、支所税務課にありますのでご利用ください。申告書はできるだけ郵送または信書便でご提出ください。(窓口は大変混雑します)

#### あて先

〒957-8666(住所記載不要)  
新発田税務署  
☎0254-22-3161

**申告書の作成は  
便利なホームページで**



国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書をカラープリンターで出力し、そのまま提出できます。ぜひ、ご利用ください。

**国税庁のホームページアドレス**  
<http://www.nta.go.jp>

## 市県民税申告が 必要な場合

平成17年1月1日現在、阿賀野市に住所がある方は、原則として市県民税の申告が必要です。市役所から市県民税の申告書が送られてきた方  
・市役所から市県民税の申告書は送られてこなかったが給与または年金所得以外の所得があった方も、小作料が不動産収入になりますので、忘れずに申告してください。

ただし、次のような方は市県民税の申告は必要ありません。  
・所得税の確定申告をした方  
・所得が給与のみで年末調整が済んでいて、給与支払報告書が事業所から市へ提出されている方(一般サラリーマンの方はこれに該当します)  
・平成16年12月31日現在において、市内に居住する人の税法上の扶養親族となっている方



### 納税は安全便利な 振替納税で!

振替納税(口座引落し)は、現金を持ち歩く必要がなく安全で大変便利です。  
手続きは銀行・郵便局等の金融機関の窓口または税務署に申し出てください。

### 還付金の受け取りは 口座振込みで!

還付申告をされる方は、本人の預貯金口座への振り込みによる還付金の受け取りが便利です。  
手続きは申告の際、銀行・郵便局等の金融機関名および口座番号を申告書に記載するだけで済みます。

### 「」ご利用ください!

#### ◎税理士と税務署職員による 所得税還付申告指導会

医療費控除や住宅借入金等特別控除を受ける方はいでください。

- 期 日 2月3日(木)・4日(金)
- 受付時間 午前9時30分～午前11時、午後1時～午後3時
- ところ 市役所本所 4階会議室
- 対象者
- ・年金を受給されている方
  - ・給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除の申告される方

「用意いただく書類など」  
(共通)

- ・印鑑・筆記用具・計算器具
- ・申告される方の預貯金口座の金融機関名、口座番号のわかるもの
- ・年末調整で控除を受けなかった生命保険料、損害保険料等の控除証明書
- ・去年の申告書の控えをお持ちの方は、その控え
- ・国民健康保険税や国民年金保険料等を支払っている方は、支払額を調べてください。

#### ◎税理士による無料相談会

日時 2月23日(水)  
午前9時30分～午後4時

会場 関東信越税理士会 新発田支部  
問い合わせ  
新発田市諏訪町1-13-17  
関東信越税理士会 新発田支部  
☎0254-22-8598



### にせ税理士に ご注意を!

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続などを税理士に依頼する方が多いと思いますが、その際には、法律により税理士業務を行うことができる方に依頼してください。

納税者からの依頼による ①税務代理 ②税務書類の作成 ③税務相談は、税理士など法律により税理士業務を行える方しかできないことになっていますが、税理士業務を行えない方が申告書の作成などを行っている場合があります。

このようないわゆる「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した方に迷惑をかける結果となることが多いので、くれぐれもご注意ください。



### ◆◆◆◆◆申告に必要なもの◆◆◆◆◆

- ◎筆記用具、計算器具、印鑑
- ◎源泉徴収票〔原本〕(給与所得、年金所得の場合)がない場合は、収入金額のわかるもの
- ◎収支計算書(書き終えてお持ちください)
- ◎国民年金や農業者年金の支払額のわかる書類
- ◎生命保険や損害保険の保険料控除証明書
- ◎障害者控除を受ける方は手帳などの証明書
- ◎医療費控除を受ける方は医療費の領収書と内訳書(保険からの補てん金があった場合は金額のわかる書類)
- ◎ご本人名義の預貯金口座番号のわかるもの



申告会場では申告書、収支内訳書等、記載の終わっている方を優先します。あらかじめご自身で計算・記載してからお越しください。



# 納 税 相 談 日 程 表



安田会場 (安田公民館 1階大会議室)		会 場	京ヶ瀬会場 (京ヶ瀬公民館 2階大会議室)	
午前 (9:00 ~ 11:00)	午後 (1:00 ~ 4:00)		午前 (9:00 ~ 11:00)	午後 (1:00 ~ 4:00)
		2月16日(水)	姥ヶ橋・飯森杉団地	曾郷・さくら団地
		17日(木)	金淵	猫山・乙金淵・法柳新田
		18日(金)	法柳・深堀	下黒瀬
庵地・庵地小路	沢田・竜下・福永	21日(月)	城・美里団地	上黒瀬・田山・窪川原
二本松・籠田・羽多屋	岩野・中山・丸山・ツバタ	22日(火)	京ヶ島第一	飯森杉・小里・下ノ橋
小松	草水	23日(水)	京ヶ島	関屋・小河原
六野瀬南・北・一の下・二の上・二の下・東	赤坂・六野瀬三・興野	24日(木)	下里	
久保1・2	久保3・渡場	25日(金)	嘉瀬島	粕島・川前
砂山・南郷	新保	28日(月)	緑岡1区・緑岡2区	小島・箸木免
小浮新田	島瀬	3月1日(火)	緑岡3区・緑岡5区	七島
小浮本村	野田	2日(水)	緑岡4区・緑岡6区	月崎・前山
千唐仁上	千唐仁下	3日(木)	駒林1区・駒林2区・駒林3区	
安田寺社1・2	安田寺社3・4	4日(金)	駒林4区・駒林5区・駒林6区・五郎巻	
安田寺社5	物見山町	7日(月)		
宮町・安田上町・安田中町・安田下町	片町・浦町	8日(火)		
安田栄町・千刈町	小路・本町	9日(水)		
安田横町・門前	御城町・新町	10日(木)		
上学校町・東学校町・下学校町	原町・安田新栄町	11日(金)		

水原会場 (市役所本所 4階会議室)		会 場	笹神会場 (ふれあい会館 1階集会室)			
午前 (9:00 ~ 11:00)	午後 (1:00 ~ 4:00)		午前 (9:00 ~ 11:00)	午後 (1:00 ~ 4:00)		
山本新・水原寺社・熊居新田	切梅新田・上江端1	2月16日(水)				
上江端2・新座・分田1	分田2・分田3・分田学校町	17日(木)				
分田5・分田6・分田7	分田8・上福岡・西岡	18日(金)				
水ヶ曾根・堀越上	堀越中・堀越下・町村	21日(月)				
堀越外城・越御堂・坂町・小境	中潟上・中潟中・中潟下・福田	22日(火)				
牧島・境新・七石・野地城	庄ヶ宮・里金田・里上	23日(水)			沢口・高田	熊堂・長起・島田
里中・里下・大野地	原・境新田・下金田・荒屋	24日(木)			船居・榎	横山・中ノ通
上中の目・上中・市野山・土橋	百津・新市の山・すみれ野・みずほ・あやめ	25日(金)			上山屋・榎船渡	宮下・女堂・五頭の里
上山口・中山口・下山口1	前山口・新橋	28日(月)			堤・滝沢・村岡	発久・野村・泉
館の越・南山口・シンパシー・みそら野・杉並・消防通り	下山口2・下山口3・桜木町	3月1日(火)			上一分・小栗山	蒔田・福井・南沖山
稲荷町・松井町1・松井町2・水原栄町・南町	若葉町	2日(水)			下山屋・上蔵野・下福岡	宮島・大日・山倉
緑町	停1・停2・停3・あがの	3日(木)	赤水・上坂町・下一分	須走・押切・真光寺		
元町1・元町2・庚町	砂押・上袖・下袖・白鳥通り	4日(金)	上関口・上高田・しらとり	大室		
堰場・西外城・中外城	東外城・日の出町・千原・沖通	7日(月)	勝屋・湯沢・上西野	折居・沖ノ館		
新光町・天神堂	東雲町・東柳町・柳町	8日(火)	羽黒・七浦	次郎丸・貝喰・藤屋		
北新町・弥生町	諏訪町・新々町・水原新栄町・中島4	9日(水)	金屋・上飯塚	山崎・飯山新		
中島5・中島6	学校町・南新町・中島1	10日(木)	村杉・畑江	今板・上高関・沖		
中島2・中島3・泉町・天朝通り・旭町	小川町・水原横町・水原上町・水原中町・水原下町	11日(金)	出湯・山倉新田・本明	笹岡・塚田		

※上記の日程で都合のつかない方は、3月15日までの都合のよい日・都合のよい会場へおいでください。  
申告書の用紙は市役所(各支所)に用意しておりますので、あらかじめ必要な方は取りにきてください。

## 問い合わせ先

### ●確定申告について

#### 新発田税務署

所得税・消費税について……………☎ 0254 - 22 - 3162  
譲渡所得・譲与税について……………☎ 0254 - 22 - 3164  
納税・還付金の振込みについて……………☎ 0254 - 23 - 3104

### ●市・県民税について

市役所税務課 市民税係 ☎ 62 - 2510 内線 664 ~ 666  
安田支所 ☎ 68 - 3877 京ヶ瀬支所 ☎ 67 - 2111 笹神支所 ☎ 62 - 4141



## 納期限のお知らせ

◎所得税……………3月15日(火) ※振替納税の方は4月19日(火)  
◎消費税・地方消費税……………3月31日(木) ※振替納税の方は4月26日(火)  
◎贈与税……………3月15日(火)

この時期はさまざまな税の申告、納税期間です。  
申告期限間近になると、申告会場が大変混雑します。早めに済ませましょう。

### 受付期間

◎所得税・住民税……………2月16日～3月15日  
◎贈与税……………2月1日～3月15日  
◎消費税……………2月16日～3月31日  
※土・日・祝日はお休みです。



## 簡単で確実な口座振替をお勧めします。

口座振替は一度手続きをすれば、銀行などの預金口座から自動的に手数料無料で、納期限の日に市税などを納めることができる便利な制度です。

### ◆口座振替できる市税・料金など◆

市県民税（普通徴収）、軽自動車税、国民健康保険税、固定資産税、介護保険料、住宅使用料、保育料、上下水道使用料など

### ◆口座振替できる金融機関◆

市内にある金融機関（郵便局含む）の全国の支店で申し込みができます（ただし市外の金融機関には依頼書がありませんので、市外での手続きを希望される場合は税務課にご連絡ください）。



### 【手続き方法】

#### ・申し込みしたい！

各納期限の1ヵ月前までに通帳、通帳印、納税通知書を持参の上、金融機関および本所、支所税務課にて申し込みください。口座振替依頼書は金融機関および本所税務課、支所税務課にあります。

#### ・変更したい！

一旦廃止の手続きをしていただき、再度申し込みの手続きをしていただきます。

#### ・廃止したい！

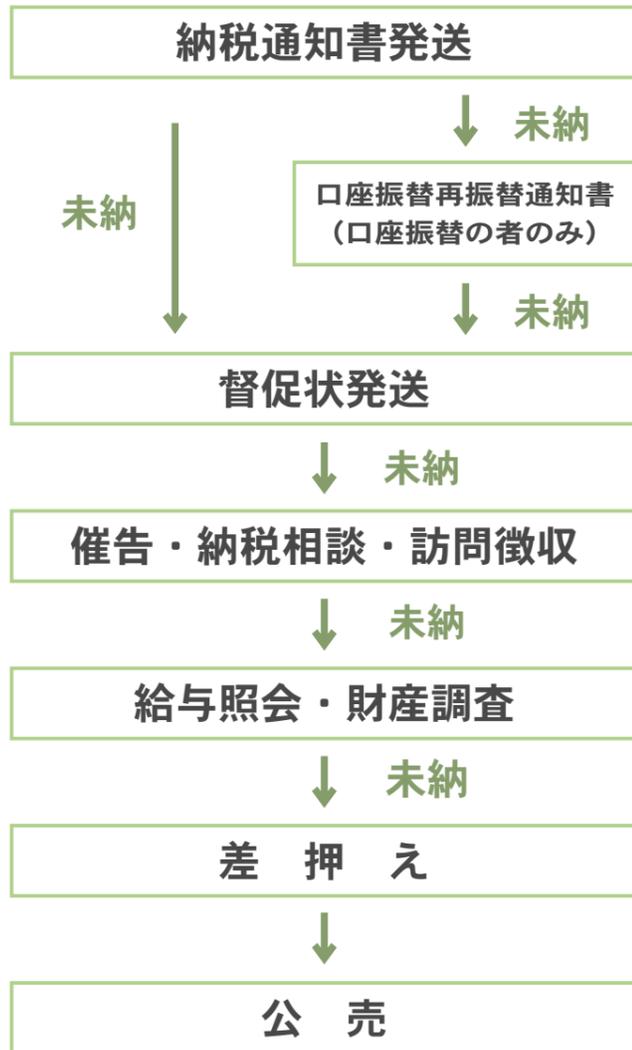
口座振替依頼書の廃止欄に○をつけ通帳印を押印し、金融機関または本所、支所税務課に提出してください。

#### 振替日：各納期の納期限の日

口座の残高不足などのため引き落としができなかった時は、「再振替通知書」を送付しますので、口座に入金をしてください。

## 納付が遅れると

### ～滞納処分の流れ～



### お問い合わせ・ご相談は

税務課 納税推進室  
 収税係 ☎ 62-2510  
 内線 667・668



上図は滞納処分の一連の流れを表したものです。今後も特別な事情が無いにもかかわらず、市税などを滞納している方には厳正な処分を実施していきます。なお市では個別に事情をお伺いする納税相談を行っております。お困りのときは、遠慮なくご相談ください。

# 滞納はルール違反です！

市民の皆さんの公平性を確保するため



地方交付税の見直しや補助金の削減、税源移譲といった三位一体改革の流れの中で、今後益々重要になるのが、財源を確保してそれを確実に収納することにあります。しかし、合併前からも税の滞納額が膨らみ続け、財政運営を圧迫し市民の皆さんの暮らしを支える各種施策や個々の事業にも影響を及ぼしてきています。そこで市では、今後収納率の向上を図るため、滞納への対策を強化していきます。

### 現状とこれまでの取り組み

「税」とは、国や県、そして市が公的サービスなどを行うために必要な費用を賄う目的で、市民の皆さん一人ひとりの所得や資産に応じて負担をお願いしているものです。4月に合併し、阿賀野市となったわけですが、旧町村で見ても、近年、滞納額の累積が膨らみ、財政を運営する上で深刻な問題となっていました。

平成15年度決算における旧町村の税額は約38億円で、歳入の約18パーセントを占めていました。

一方、それぞれの旧町村の滞納金額も年々増加し、平成15年度決算では、合計で約5億8千万円にも上がりました。これは、税収入額の約15パーセントに相当します。

阿賀野市となってこれまで、電話での催告や納税相談、計画納税の指導を行うとともに、臨戸徴収や夜間徴収などを実施してきました。そして、個別に事情をお聞きするなかで、税への理解を深めていただきながら、収納率の向上に努めてきました。

しかし、依然、期限内納付を守らない方や、通知を差し上げても音信不通の方が多く見受けられます。

### 市民の皆さんの公平性を確保するために

地方分権を推進し、地方の自立性を高めるには、市税などの自主財源を中心とした財政基盤を確立することが不可欠です。

また、上下水道などの生活基盤、教育、医療、福祉といった税金で賄われるあらゆる公的サー

ビスを考えた場合、一部の滞納者による「逃げ得」は、期限内にきちんと納付されている大多数の皆さんに対して公平さを欠くことになってしまいます。市では、「市民の皆さんの公平性」を確保するため、滞納に対してこれまで以上に厳正な対処を行っていきます。

### 具体的な収納対策

#### ●滞納を未然に防ぐ

滞納のきっかけは、「ついついっかり納付を忘れて」ということもあります。そのようなことがないように、確実な口座振替の利用促進を図ります。

振替納税は、一度手続きをすれば、納期限の日に金融機関や郵便局などの口座から市税などが自動的に納税される便利な制度です。また、広報あがの「お知らせ版」においても、本月の納税についてお知らせし、納期限内での納付をPRしていきます。

#### ●給与照会や差押えも

少額・短期未納者には、早い段階から接触を図り、新たな滞納者をつくり出さない対策を充実します。

また、夜間・休日を問わず催告や呼び出しを行うとともに、面接による納税相談や訪問徴収などを計画的に実施していきます。

さらに、所得や資産があるのに、市税などを滞納している方や長期・高額滞納者については、勤務先への給与照会、預貯金調査などを行い、個々の実情を把握したうえで、差押えなどの滞納処分を強化していきます。

# 12月議会例会

平成十六年第六回阿賀野市議会定例会が十二月六日から十七日までの十二日間の会期で開催されました。

六日は議長から諸般の報告に引き続き、市長から一般行政報告、執行部からの諮問第一号から諮問第二号の二件、承認第三十二号から承認第三十三号の二件を議決、次に議案第三十五号から議案第六十二号の二十七件が一括上程され、提案理由の説明を行い質疑を行った後、それぞれの所管する各常任委員会へ付託し、その後、一般質問が七日、八日にかけて行われました。

九日から十四日まででは、各常任委員会を開催し、平成十六年度各会計補正予算、条例、その他の議案等について審査が行われました。

また、議長を除く議員全員で医療過誤調査特別委員会が設置され、議案第六十二号が付託され、十五日に審査されました。

付託された請願十七件について、現地調査等を行った後、審査し、十七日には本会議が開催され全日程が終了しました。

議決した概要は次のとおりです。

## 諮問

- 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて  
遠海武治氏、佐久間昭三郎氏を適任とする。

## 同意

- 阿賀野市監査委員の選任について・齋藤紀生氏に同意する。

## 承認

- 専決処分の承認（阿賀野市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正）
- 専決処分の承認（阿賀野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

## 報告

- 平成十五年度新潟圏阿賀北土地開発公社決算の報告

## 補正予算

- 平成十六年度阿賀野市一般会計補正予算（第四号）
- 平成十六年度阿賀野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 平成十六年度阿賀野市老人保健特別会計補正予算（第二号）
- 平成十六年度阿賀野市公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 平成十六年度阿賀野市集落排水事業特別会計補正予算（第四号）
- 平成十六年度阿賀野市少年自然の家特別会計補正予算（第二号）
- 平成十六年度阿賀野市押切外四ヶ大字財産区特別会計補正予算（第一号）
- 平成十六年度阿賀野市水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 平成十六年度阿賀野市病院事業特別会計補正予算（第二号）

## 条例

- 阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
- 阿賀野市合併市町村振興基金条例の制定
- 阿賀野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
- 阿賀野市農業委員会の部会の設置及び部会の委員の定数に関する条例の一部改正
- 阿賀野市下水道条例の一部改正
- 阿賀野市下水道事業受益者負担金条例の一部改正

## 陳情

- 新潟町自治会五組
- 消雪パイプ設置に関する請願（七島自治会）
- 民間保育所運営費・整備費補助金の確保についての陳情
- WTO・FTA交渉に関する陳情

## 意見書

- 「改正」消費税法の実施凍結を求め、消費税率の引き上げに反対する意見書
- WTO・FTA交渉に関する意見書
- 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する意見書
- 北朝鮮による日本人拉致事件の早期全面解決を求める意見書
- 「三位一体改革」の国庫補助負担金等改革に関する意見書

## 決議

- 北方領土問題の解決促進の決議

- 閉会中の継続調査申出（社会文化常任委員会、厚生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会）
- 閉会中の継続調査に決定

- 合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の變更及び規約の變更
- 新発田地域老人福祉保健事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の變更に伴う財産処分
- 下越障害福祉事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び下越障害福祉事務組合規約の變更
- 新発田市豊栄市阿賀野市北蒲原郡予防接種健康被害調査委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び新発田市豊栄市阿賀野市北蒲原郡予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の變更
- 五泉地域衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の變更

- 新発田市、豊栄市、阿賀野市、北蒲原郡地区視聴覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び新発田市、豊栄市、阿賀野市、北蒲原郡地区視聴覚教育協議会規約の變更
- 阿賀野市、横越町小・中学校児童生徒の教育事務の委託の廃止
- 教育に関する事務の委託
- 阿賀野川水辺プラザ区域外設置
- 損害賠償の決定
- 消火栓設置に関する請願
- 「改正」消費税法の実施凍結を求め、消費税率の引き上げに反対する意見書
- 村岡部落内市道の消雪パイプ設置

- 集落内の消雪パイプ設置並びに側溝蓋掛けに関する請願
- 集落内の道路拡幅に関する請願
- 集落内の排水路改修工事に関する請願
- 沢山水路の改修工事についての請願
- 宮島集落地内七浦川の護岸整備と補修工事並びに補強工事に関する請願
- 大室及び福井地内における河川（里川）の整備並びに並行しておる大室く福井く水原へ通ずる生活道路の拡幅等に関する請願
- 集落内消雪パイプ設置及び村中線二四一号排水側溝改修整備に関する請願
- 消雪パイプの整備及び地域内の河川護岸工事に関する請願
- 消雪パイプ敷設に関する請願



## ◆ 会議録

議会本会議の内容を記載した「議会会議録」が市役所一階〇〇一、各支所、各図書館にあります。

議会終了後、二カ月位で出来上がりますので議会の詳しい内容を知りたい方は一読ください。



## その他

- 阿賀北広域組合規約の變更
- 新潟地域広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟地域広域市町村圏協議会規約の變更
- 新潟圏阿賀北土地開発公社構成市町村の合併に伴う新潟圏阿賀北土地開発公社定款の一部改正
- 新発田地域老人福祉保健事務組

代表監査委員に齋藤紀生氏



前代表監査委員の山口登氏が辞任され、議会の同意を得て新しい代表監査委員に齋藤紀生氏(65歳・駒林)が選任されました。《任期は平成16年12月21日～平成20年12月20日・4年間》

旬の地元野菜でまごころ料理

12月10日、京和荘で地元消費者と農村地域生活アドバイザーが交流会を行い、旬の地場産野菜を使った調理実習で親睦を深めました。



不法投棄防止等の看板を設置



阿賀野警察署などでは、不法投棄等を防止するため市内20箇所に12月24日から順次、看板を設置。同署は、阿賀野川河川敷付近で発生している不法投棄や野荒らしなどの防止、不審車両を発見するためパトロールを強化しています。

全国推奨観光土産品に「雪まるげ」

11月26日、全国推奨観光土産品の審査会が東京都で行われ、お菓子の龍宝堂さん(保田)の「阿賀の雪まるげ」が全国商工会連合会会長賞を受賞し、推奨品に選ばれました。推奨期間は平成17年4月1日から2年間です。



市民の健康と安全を祈願



元旦に行われる予定だった「市元旦マラソン」が、コースの状態が悪く残念ながら中止となりました。水原総合体育館には100人を超える皆さんが集まり、全員の健康祈願が行われ、干支のキーホルダーなどが配られました。

幼・保育園で防火映画を上映

消防本部では(財)日本防火協会の助成事業の一環として、幼年期から防火思想の高揚を図るため宝くじの助成金で整備した防火広報視聴覚資器材を用いて市内全ての幼・保育園で防火映画の上映会を実施しました。



**無病息災「気合い！」で 駆け抜ける**

10年前に復活した安田地区の伝統行事「裸参り」が1月14日夜、行われました。雪こそ降っていませんでしたが、厳寒の中、松明を持った男衆が「わっしょい わっしょい」の掛け声のもと、住吉神社から安田八幡宮までの約500mを一気に駆け抜けました。

八幡宮前ではたくさんの観衆が今か今かと待ち構えており、男衆が到着し、水掛け・押し合い、水槽ダイビングが始まると立ち込めた熱気とともに大きな歓声を上げていました。



**二百年以上続く伝統行事 裸の若衆による気合いの「裸詣り」**

寒風吹きつける1月9日夜、江戸時代から続く京ヶ瀬地区の伝統行事「裸詣り」が行われました。

頭に鉢巻、腰にしめ縄を巻いた若衆らはそれぞれの集落を出発。下ノ橋の八幡神社を目指し、寒さに負けじと「わっしょい、わっしょい」と威勢のよい掛け声を出しながら農道を駆け抜けていきました。神社に到着すると鉢巻の中に入れたさい銭を投げ「健康でありますように」と一年の無病息災をお祈りしました。



この夜は小雪が舞う氷点下。両手を脇の下に挟み手先の冷えを我慢する子どもたちの姿も。それでも帰りは「よっしょい、よっしょい」の大きな掛け声を出し元気に力強く走って行きました。

約64万通の便りを届け 年賀状の元旦配達出発式



元日の朝、年賀状を一齐に配達する恒例の「出発式」が阿賀野郵便局で行われました。

式では、「事故のないよう、明るく元気に新春のごあいさつを市民の皆様にお届けください」と、佐藤阿賀野郵便局長が激励。配達職員30数人とアルバイトの学生約50人は、降り付ける雪の中、拍手で見送られ一齐に出発しました。

この日阿賀野市全体で配達された年賀状は64万3630通。厳冬の下、年賀状の配達・出発とともに平成17年の幕が開きました。

ニユースポーツで 体ボッカボカ



ニユースポーツの周知拡大を目的に、12月23日水原総合体育館で体験会が行われました。

集まった60人の参加者は、水原地区体育指導委員の説明と実演の後、アドバイスをうけながら早速体験へ。特大のボールを使った「キンボール」は、4人1組となった3チームで競う「オムニキン(相手名)！」の掛け声が始まり、展開するゲーム。しつかりボールをキャッチしようと皆さん細かな動きを見せていました。

この日は全部で7スポーツを紹介。参加者はニユースポーツの初体験を体いっぱい楽しんでいました。

師走で賑う水原六斎市で 交通安全を呼びかける

12月14日、交通指導員やレディースドライバーの会の皆さんが、阿賀野警察署の協力を得て、水原六斎市で反射材などを配り交通安全を呼びかけました。

この日用意したのは、反射材と交通安全を呼びかけるパンフレットそれぞれ600枚。反射材を手にした買い物客や商店の皆さんは、「追突されるとおっかねっけねー」「自転車の後ろに貼っておくよ」と気軽に応えていました。



みんなが幸せになるためには? ~男女平等推進対話集会~

男女平等社会への理解を深めてもらおうと、12月15日、水原保健センターで『みんなが話そう本音でトークIN阿賀野』が開催されました。

豊栄市、白根市などからも参加があった今回の対話集会では、コーディネーターの進行のもと、発表者がそれぞれの家族の問題を通じて地域・家庭での男女のあり方について意見を発表し、その考え方に聴衆は感銘を受けていました。会場からは「私も同感」「男女ともに暮らしやすい社会に」「女性も男性も、障害者も健常者も同じ土台から踏み出せるような社会を」など、誰もが幸せでいられるまちづくりへの希望が熱く感じられ、男女共同参画社会への扉を開きかけになったようです。

参加者のみなさんが、日ごろ「なぜ」「ちょっと変だぞ」と感じていた「ホンネ」について思う存分語っていただいた、あつという間の2時間半でした。



# 行政改革を進めるために

## 阿賀野市の行政改革推進について（緊急答申）のあらまし

阿賀野市では、厳しい財政状況の中、地方分権の時代に対応した行政運営を目指し、その指針となる行政改革大綱および具体的な計画で構成される推進計画の策定を進めています。

行政改革の推進に関し、市民の代表者から意見を聞くため設置された阿賀野市行政改革推進委員会（本間武委員長）から、平成17年度の行財政運営から速やかに改革を進めるため、12月20日、市長に対して「阿賀野市行政改革緊急推進計画の策定について」とする答申がありました。

阿賀野市では、行政改革を進めるうえでこの答申を尊重し、行政改革大綱および推進計画の策定に反映させる予定です。今回は、この提言内容について紹介します。



## 行政改革緊急推進の基本方針

合併協議におけるまちづくりの基本理念であった「高い行政サービスと低負担」の方針は、同時に6つの原則（一体性確保、住民福祉の向上、負担公平、健全な財政運営、行政改革の推進、適正規模準拠）と併せて検討・合意されたもので、将来にわたって尊重し、かつ推進すべきものと考えます。しかし、合併から9か月を迎えた今、各種事務・事業は、市民の意向を踏まえ、最も適切と考えられる一つの尺度のもとに内容を見直す時期に入ったと考えます。そこで、行政コストの低減を中心に据えて、

- 公共施設整備のコスト縮減と実施時期の見直し
- 費用対効果への熟慮と見直し
- 施設利用者の受益と使用料・手数料負担の公平性確保
- 目的や対象が類似・重複している事務・事業の見直し
- 所得など負担能力に配慮した制度への見直し
- 本来の目的と実際の事業との整合性検証と是正

などについて適正化を図る必要があります。こうした必要な見直しと適正化の推進によって生じる貴重な財源は、さらに多くの市民が必要とするサービスや事業に充てられ還元されていくことを根底に据えるものです。目指すべき本来の目的である「高いサービスと低負担」を継続させるため、こうした循環が適切に機能するよう必要な措置と体制づくりを推進するものとします。

## 各事項別内容

**【行政コストの低減化】** 行政コストの低減は、市民・職員いずれもその意義と重要性を深く認識することが肝心です。そのため、行政では各種事務・事業の効果を低下させることがないようコスト低減に向けて十分に配慮し、創意工夫を積み重ねなければなりません。そのうえで課題を克服しながら、次のとおり効果的で効率的な行財政運営を推進する必要があります。

- 物件費の抑制と維持補修費の合理化の推進
- 事務・事業における重複サービス等の洗い出しと適正化
- 事務・事業の執行体制の見直しと適正な職員配置
- 行政の各分野別の事務・事業の見直しによる整理や統合
- 臨時職員の任用の見直しや職員人件費の抑制

**【補助金支出の適正化】** 補助金は、公益上、必要がある場合において寄付または補助することができることされており、補助金支出は、市民多数から理解が得られるよう見直すことが重要です。補助金受給団体の事業への補助金の必要性や効果等も再度点検し、さらに必要とされる期限の設定などの見直しを行うこととし、次のとおり適正化を推進する必要があります。

- 補助金の食糧費や目的外流用への制限と支出の見直し
- 各種団体の統合と補助金の整理・統合
- 補助金受給団体の会計繰越状況を勘案した支出の見直し
- 事業効果の検証
- 阿賀野市監査委員の監査執行による指導および具申
- 補助金交付および見直し基準の策定

**【各種団体の自主・自立化】** 各種団体の統廃合や自主・自立化は、これまで同様、行政として積極的に助長することが大切です。それと同時に各種団体も自ら掲げる目標や目的に向かっていくための必要な努力と姿勢もまた重要なことです。加えて、補助金および委託料等も含め、これらを抜本的に見直し、次のとおり適正化を推進する必要があります。

- 団体自らの存立意義と社会的に果たすべき役割の再認識
- 団体の自主・独立運営化への取り組みの強化
- 行政依存から脱却と団体自ら創造的な発想と自由闊達な活動への志向

**【保有土地の取り扱い】** 現在保有している土地は、最大限利活用することが重要となります。具体的に利用計画のない土地は、財源を生み出すために積極的な売却、賃貸等を図るなど見直すこととし、次のとおり適正化を推進する必要があります。

- 保有土地の活用用途の見直し
- 無償貸与物件の賃貸化への見直し
- 現在、活用用途のない土地の売却および賃貸の推進

**【公共施設の取り扱い】** 現在保有している各種公共施設はランニングコスト（維持管理費等）を改めて点検し、必要な見直しや新たな利活用の検討が重要です。加えて、施設の延命化を図るなど、次のとおり適正化を推進する必要があります。

- 施設のランニングコスト算定と必要な見直し
- 現在、活用用途のない施設の売却および賃貸の推進
- 施設の活用範囲拡大、新たな利活用および統廃合等の検討
- 適切な時期での修繕等の実施

**【財源の確保】** 現在、国では国庫補助・負担金の廃止や縮減、地方交付税の抑制を打ち出しており、今後その影響を強く受けることが予想されます。このため、国の動向を慎重に見極め、市の予算を的確に組むことが重要となります。さらに、安定的な税収確保を図るため新たな税源の涵養と収納率の向上に努め、次のとおり適正化を推進する必要があります。

- 税収増加を目的とした都市整備や商工業振興対策等の実施による企業誘致や定住促進、地元商工業の振興
- 所得や新・増築、償却資産など課税対象の的確な把握
- 市独自の固定資産税減免措置の見直し
- 訪問徴収の強化等、徴収対策の全庁的取り組みの強化

**【扶助費の適正化】** 市が単独事業で助成する扶助費には、負担能力（所得等）に関係なく一律に助成している事業があります。次の事業について助成要件を精査し、負担能力と受給水準を均衡させるような適切な見直しを図る必要があります。

- 母子家庭医療費助成事業
- 身体障害者・知的障害者福祉事業
- 老人福祉事業
- その他各種扶助事業

**【受益者負担の適正化】** 公共施設を利用する際に支払う使用料・手数料は、市民多数の意向を踏まえ、施設の維持管理費などの運営費を勘案したうえ、受益に応じた負担を求めることが公平性を確保するため重要です。従って、使用料・手数料の受益と負担のあり方について、次のとおり適正な範囲において応分の負担を求める必要があります。

- 条例等で明記されている公共施設利用料の適正な徴収
- 施設借上料の適正化と見直し
- 施設内への自販機等の設置者からの応分の負担
- 各種使用料の適正化と見直し

**【特別会計・企業会計の運営】** 国民健康保険、介護保険、下水道などの特別会計や上水道、病院の企業会計の独立採算制を強力に推進するとともに、一般会計から特別会計・企業会計への基準を超えた繰出は可能な限り抑制することが重要です。そのため、上水道の安定供給や病院医療の安全対策に万全な体制を確保した上で、外部委託の検討をはじめ、経営の一層の効率化を図り、健全財政の確保に最大限取り組みながら、将来を見通した経営の改革・改善を強力に推進する必要があります。

- 企業会計の一層の改善と独立採算制の強化
- 繰出し基準を超える繰出金支出の制限と抑制
- 企業努力不足による負担転嫁措置の制限と監視
- 抜本的な経営改善および将来のあり方の検討

## 行政改革をご理解いただくために

この行政改革は、市民多数のご意向が市の行財政運営を左右し、その結果が市民生活に直接影響が及んでいくことを十分ご理解いただく必要があります。このため、市では、行政改革について、今後も「広報あがの」やホームページでお知らせします。

また、今回お知らせした「阿賀野市の行政改革推進について（緊急答申）」全文については、ホームページのほか、市役所企画政策課、各支所企画政策担当窓口でご覧になれます。

阿賀野市ホームページ <http://www.city.agano.niigata.jp/> 問い合わせ 市役所企画政策課 ☎ 62 - 2510 内線 285

## ご意見をお寄せください

行政改革について皆さんのご意見をお寄せください。いただいたご意見は行政改革の参考とさせていただきます。提出の方法は、はがき、封書、FAX、Eメール等によることとし、住所・氏名・電話番号の記載をお願いします。（様式は問いません）あて先 阿賀野市企画政策課合併管理係 住所 〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号 FAX 62 - 0281 Eメール [kikaku@city.agano.niigata.jp](mailto:kikaku@city.agano.niigata.jp)

## みんなであそぼ! ~水原地区親子あそびの教室~

### ♪あそびの教室って?

「こどもといっばい遊びましょう」なんて簡単に言われても…遊ぶ場所がなかったり、近所にお友達がいなかったり、子育てのストレスがたまっちゃうけど、他のお母さんはどうなのかしら…と感じることはありませんか?

広い場所でおもいきりこどもと遊び、お母さん同士で子育ての不安や悩みをおはなしできる場として、水原地区では1歳以上のお子さんを対象にあそびの教室を開催しています。

### ♪こんなことをしています

まずは好きなおもちゃで自由あそび! ままごと、お絵かき、ボールあそびなど…最初は恥ずかしがっていてもだんだん慣れてきますよ。後半は、みんなでリズム体操や親子あそびをして、おもいきりからだを動かします。

また、保育士さんから手遊びを教えてもらったり、紙芝居をみんなで楽しめます。

### ♪こんな心配は無用です

「他の子と上手に遊べるか心配」「おばあちゃんが連れて行ってもいいのかしら」という不安を持つお母さんもいるのでは? 大丈夫ですよ。まずは参加してみましよう!!



### ♪どこでやってるの…? 参加するには…?

水原地区では月4回(3会場)で行っています。対象町内や会場・日程などについては、健康づくり日程表で確認していただくか、水原保健センターにお気軽に問い合わせください。また、初めて参加される方は、水原保健センターにご連絡ください。

### ♪いろんな親子の交流の場があります

内容・会場等については各支所へ問い合わせください。

#### <問い合わせ>

健康推進課 水原保健センター ☎62-2510 内線634・635  
安田支所 ☎68-3275 笹神支所 ☎62-4141 京ヶ瀬支所 ☎67-2111

## ガンバッテいませう 食推さん 阿賀野市食生活改善推進委員協議会

12月14日、61人の会員が参加し、水原公民館で第1回研修会を開催しました。

『自分と家族の食事について振り返ってみよう』をテーマに豊栄市在住の吉井管理栄養士から、経済と健康の関係や緑黄色野菜の食べ方、使いまわしの方法など、身近な話題についてユーモアを交えてお話いただきました。

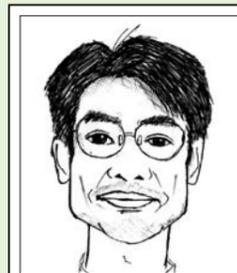
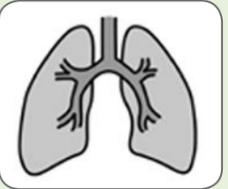
今回の研修会で「健康には食事が大切だ」と改めて思い、健康管理は家族から始まり、地域へと伝えることの大切さを感じました。現在は、各地区で調理実習や弁当ダイエットの講話などの地区活動を実施しています。



## 健康 Q & A

## ぜんそく 気管支喘息の話

【質問】 高校生の息子が、気管支喘息で治療を受けています。吸入ステロイドという薬を続けていると発作はほとんどありません。でも、薬をやめると、発作が週に1回くらい起こります。発作止めの薬を使うとすぐに良くなりますが、治療はいつまで続けたらいいのでしょうか。(42歳 主婦)



内科部長 榎本 克巳

### 【回答】

気管支喘息は、慢性の気道炎症が主体であることが分かってきました。つまり、発作のないときにも、気管支には炎症の状態が持続していて、それが再び強い発作を起こしたり、将来、薬が効きにくくなったりする原因になるようです。

実際に、喘息の人は、健康な人に比べて呼吸機能(一秒量:一秒間に吐き出せる空気の種類。低下すると息切れしやすくなります。)が低下しやすいことが分かっています。加齢だけでも呼吸機能は低下しますが、喘息患者さんは、1年間に平均して16mlずつ多く低下するそうです。1年間では少量ですが、10年、20年と積み重なると大きな違いになります。



膨らませるのに大きな力があるのと同じような状態になります。

したがって、将来、呼吸機能が低下したり、喘息が治りにくくならないようにするには、出来るだけ炎症を抑えてあげることが重要になります。炎症の状態を測定することができればいいのですが、まだ難しいようです。(呼気中の化学物質の測定などで推定したりする方法が研究中です)

いま、お使いの吸入ステロイド薬は炎症を抑える効果も強く、喘息治療に最も推奨されています。

薬を中止する時期を決めるのは難しいところもありますが、軽度の発作でも月に1~2回ある場合は、治療を継続したほうが良いと考えられています。担当の先生とも治療の期間について、ご相談ください。

### 参考文献

- 1) 棟方 充: 気道病変のリモデリングと治療 日本内科学会誌 90: 2100-2105, 2001.
- 2) 喘息予防・管理ガイドライン 2003

## 治療・療養のために

水原郷病院では、外来・入院患者様の治療と療養のために全館禁煙とさせていただきます。ご理解のうえ、ご協力をお願いします。





# ふるさと探訪

## 阿賀野市の歴史・文化・風土

### 越後府

#### ▽近代阿賀野の幕開け△

阿賀野市地域は、江戸時代から慶応四年（一八六八）に明治となると、延享三年（一七四六）から続いた幕府直轄領地としての支配が終りを迎えます。

明治新政府は戦役が治まると新たな拠点として、明治二年、それまでの代官所に代わり「越後府」を水原に置くこととしたのです。知事には壬生基修、判事には後萩の乱を起こす前原一誠が着任して行政運営と庁舎の建設にとりかかることになりました。造営地は江戸中期から田地の収積を主に大地主として財を成した市島家が、天保八年（一八四二）、五年の歳月をかけて築造を完了したところになりました。市島家は代々の志を継いだ事業ということで「継志園」と命名しました。

新政府はこの他、有力者から米千俵とか千両といった献上や献金がされ、庁舎も明治二年四月から工事にかかり、九月には上棟され、新政府の始動がなされました。

越後府には、庶務方・社寺方・租税方・刑法方・營繕方などがありました。同年七月に政府の方針として、東京・大阪・京都以外は「府」としないこととなったため、越後府は「水原県」と名称が改められました。その上、新政府の拠点として軌道に乗って進もうとしていた十月に、出先機関である新潟局から「これからは外国との交易も増える社会になっていくのだから港のある新潟に県庁を置くことが最適である。新潟では庁舎も完成している。庁舎も二カ所に置くのは財政的にも無駄である」といった理由を述べた書面が新政府に出されました。これに対して、新政府は「水原の庁舎もせつかく出来つつあるので、全部引き上げず新潟を本庁として水原を出先とする方向で考えては」との回答をしました。このような動きの中、水原の庁舎は完成したのです。出発は越後府で完成は水原県ということとなりました。



復元された「越後府矢倉」

しかし翌明治三年三月、新政府はついに水原県を廃止し、新たに新潟の庁舎で「新潟県」として水原は分局の「水原局」となり、明治という近代の草創期の下の政治拠点機関であった「越後府（水原県）」は一年余りでその役目を終えることとなったのです。その後は、新政府の通達により、明治六年までに庁舎も売却され、その姿を消していききました。売却された建物がどこにいったう使われたかは不明です。一部は地域に残ったという話もあります。

そして、跡地は元の所有者の市島家に返されました。市島家は水原を後にし、天王（現在の新発田市天王）に明治八年に居を移しました。昭和二十年水原町と地元の有志により資金を得て町が買い取りました。戦争中は食糧確保のため一部を開墾し畑として使われたりしました。昭和四十七年には「越後府跡」として新潟県の文化財指定を受けました。以後、地域に人々の憩いの場として老若男女が訪れ「てんちようやま」と呼ばれ親しまれています。

## 2月のおはなし会のご案内

図書館では、毎月「おはなし会」を開催しています。絵本の紹介、絵本読み聞かせ、ストーリー・テリング、楽しい手遊びの会です。大人も子どもも皆で楽しいひとときを過ごしましょう。

### おはなしのじかん

- ☆とき 毎週土曜日（第4土曜を除く） 午後2時～
- ☆ところ 市立図書館（曾郷・☎67-2500）
- ☆対象 幼児から

### おはなしこんにちは

- ☆とき 2月10日（木）午前10時30分～
- ☆ところ 水原公民館・2階『日本間』（山口町1・62-2028）
- ☆対象 幼児・保護者

### 12月の図書館利用状況

	市立図書館（曾郷）	水原図書館
館内利用者数	4,237人	1,233人
館外貸出者数	1,867人	776人
館外貸出冊数	6,849冊	2,745冊
開館日	21日	22日
	笹神図書館	安田図書館
館内利用者数	—	—
館外貸出者数	193人	※蔵書点検による休館のため、統計データなし
館外貸出冊数	327冊	
開館日	27日	

### 市立図書館からお知らせ

2月21日（月）～3月4日（金）の期間、蔵書点検のため市立図書館をお休みします。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

『新着図書』の目録は、各図書館に備え付けてあります。ご自由にご覧ください。

## この本 だいすき 今月の本

### 『日本を愛したティファニー』

久我なつみ／著（河出書房新社）



19世紀後半、アメリカで空前の日本ブームが起こった。その中心となったのが、ティファニー社の創業者チャールズ・ティファニーとその息子のガラス作家ルイスである。日本の美術工芸品を愛し、技術を学ぼうとしたティファニー親子。芸術家一族の栄光と苦悩の中で、ティファニー家と日本の深いつながりを描いたノンフィクション。  
(この本は市立図書館にあります)

### 『ミルクウィード』

ジェリー・スピネッリ／著（理論社）



大戦下のワルシャワの街に突然現れたジプシーの少年。自分の名前も年齢も知らない彼はユダヤ人孤児たちの仲間になる。しかし、彼らをとりにまく状況は日ごとに過酷さを増し、大人たちの会話には「ジャックブーツ」「移住」「壁のおこう」という言葉がのぼるようになる…。ゲートの壁で隔てられた2つの世界、理不尽な時代のうねりの中で必死に走りつづける少年の姿を『スターガール』のスピネッリが切なく描きます。ゴールデンカイト賞受賞作。  
(この本は市立図書館、安田図書館にあります)

### 『みかん』

中島睦子／作 こうやすすむ／監修（福音館書店）



冬の果物といえばみかん。こたつに入って食べるみかんは冷たくておいしいですね。でも、みかんはどんなふうが大きくなるのかな。食べるときちょっと気になる白いすじにも実はこんな働きが…。皮をむかずに袋の数を当てる方法やみかんを使った遊びも紹介しています。食べて、遊んで楽しめる、みかんの魅力がいっぱいつまった絵本です。  
(この本は市立図書館にあります)

### 裸まわり写真展

市立図書館では、保田（安田地区）、下ノ橋（京ヶ瀬地区）で行われた裸まわりの写真展を開催します。阿賀野市の伝統行事を知っていただく良い機会です。ぜひご覧ください！

期日 2月10日（木）～2月20日（日）  
※2月11日（祝・金）、14日（月）、17日（木）は休館日です。  
時間 午前9時30分から午後5時まで  
（平日は午後6時まで）  
会場 市立図書館ギャラリー

### 安田図書館 リニューアルオープン

安田図書館では蔵書点検および書棚の配置換えのため、臨時休館をしていました。皆さんには大変ご不便をおかけしていましたが、1月5日よりリニューアルオープンしました。児童図書コーナー（右の写真）を充実させ、開館時間も午後6時まで延長し、より利用しやすくしました。多くの方のご来館をお待ちしています。





# 青春 ing

輝いている人

そが かよこ  
**曾我 佳世子さん** (21歳・下黒瀬)

J A北蒲みなみ京ヶ瀬給油所にお勤めの曾我さんにインタビューしました。

Q この仕事に就いてどれくらいですか？  
今年で3年目です。最初は大きな声を出すのが恥ずかしかったですね。

Q 大変なことは？  
外での仕事がほとんどなので、夏暑くて、冬寒いこと！ほんと、つらいです。でも、お客様が笑顔で帰ってくると、やりがいを感じます。

Q 嬉しいことはありますか？  
3年目ということもあるし、地元ということもあって、お客様に顔を覚えてもらえたことでしょうか。いろいろな人から声をかけてもらえるんですよ。それから、子どもが大好きなので、家族連れのお客様が来て小さい子から手を振ってもらえるとすごく嬉しいですね。

Q どんな性格ですか？  
すごく気が短いんです。すぐキレちゃうんですよ。もちろん、職場では抑えていますけどね(笑)。

Q お休みの日は何を？  
平日の休みが多くて友だちとはなかなか会えないので、一人で買い物に行ったり、家でDVDを見たりしています。人ごみがあるより好きじゃないので、一人で静かにしているほうが多いかな。DVDは映画も見ますが、お笑いも大好きでよく見るんですよ。

Q これからの目標や夢を教えてください。  
うーん...？結婚！！20代前半に結婚して子どもがほしいです(照)。

Q 最後に、阿賀野市に期待することは？  
現状維持！結構、田舎っぽい所が好きなので自然をこのまま残してほしいですね。

笑顔の素敵な曾我さん。これからもお客様にその笑顔を振りまいてください。ありがとうございました。



P.N 青リンゴさん



P.N やまなむさん



P.N トウイーティーさん



下條 亜希さん



酒井 絵梨さん

# おしゃべり 広場



皆さんからのご意見・ご感想をお待ちしています。

## ◇クラフサークル紹介◇

### 尚古会



古池や蛙飛び込む水の音

天保14年に建立した芭蕉句碑 (安田八幡宮地内・左側)

### 芭蕉を追究する

#### ◇活動内容

松尾芭蕉の句を受け継ぐ俳句の会です。江戸時代から続く歴史の古い会で、その間何冊か本も発行しています。月1回の活動日には、会員が気候の変化や日常生活の中から詠んだ句を持ち寄り、お互いに批評。さらには師匠と仰ぐ蒲原ひろし先生に選評・指導をいただいています。春は観楓句会、秋は観楓句会、11月は芭蕉忌・・・と季節、場所を移して吟行も行い、俳句を楽しんでいます。

#### ◇もっと教えて！

俳句は有季定型(季語が入った17字)を原則とした、短い中にも奥が深い正統派文芸です。だからこそ一字一句が重要で意味があり、おもしろいのです。四季の変化に富んだ日本の風土は俳句を詠むには最適です。一日一句、日記の代わりに俳句が詠めたら、どんなに豊かでしょう。全てのものに「天然の息吹」を感じ、素材探しが楽しくなります。

#### ◇代表 井上 久(新保)

会員数 11名  
活動日 毎月第3もしくは第4日曜日 午後1時～午後4時  
場所 安田コミュニティセンター  
連絡先 安田充年(保田) ☎68-2151

※広報あがの1月号18・19ページに誤りがありました。お詫びします。すとともに次のとおり訂正します。  
◎水原・笹神・京ヶ瀬地区のステーションに出せる粗大ごみの中に「置」とありますが、これは誤りでした。「置」は環境センターへ事前の許可を得てから個人で搬入してください。  
◎安田地区の粗大ごみの出し方で大きな上限を示しましたが、これは五泉地域衛生施設組合へ個人で持ち込む場合の寸法でステーションへ出す際の寸法ではありません。ステーションへ出す場合は、全戸配布済みの「ごみの正しい出し方」をご覧ください。

●西年の皆さんの新年の抱負を読んでいておもしろかったです。ぜひ来年は成年をお願いします。(10代・女性)  
●私も西年生まれです。今年もまたがんばります。(60代・女性)  
●1月の広報には私の名前が載っていて嬉しかったです。(60代・女性)  
●クイズの答え「岩瀬の清水」は僕の学校の自慢だよ！市長さん、笹岡小学校に遊びに来て下さい。(7歳・男性)  
●クイズで新年から頭をはたらかせてもらいました。(9歳・男性)  
●市民アンケートの調査結果が役に立ちました。皆さんいろいろのことを考えているんですね。(60代・男性)  
●最近、吉田東伍博物館へ行ったので、ふるさと探訪はよくわかりました。(10代・男性)  
●裏技・節約コーナーなどを作って欲しい。(30代・女性)  
●1月のイラストコーナーに知っている人の絵があってビックリ！そしてクラブサークル紹介に私が参加している阿賀野市弓道会が載っていてまたまたビックリしました。(10代・女性)  
●広報あがの17年も頑張れ！(60代・男性)

●古い欄を作って！(10代・女性)  
●表紙の市長さん、園児に囲まれて嬉しそう。その中に子どもたちの未来を守ろうという責任感のある顔をしてもらえます。よく撮れた一枚です。(70代・女性)  
●4コママンガのかっちゃんきんちゃん、おもしろい。(10代・男性)  
●クイズの答え「岩瀬の清水」。第1回阿賀野市陸上大会でその水を飲みました。おいしかったので今でもよく覚えてます。(10代・女性)  
●市民アンケートの対象年齢を低くして欲しいと思います。あと、掲載している写真がもう少し大きくなっていいです。(10代・女性)  
●私は歴史好きで「ふるさと探訪」に興味があります。吉田東伍さんは知らなかったけど、いつかこの阿賀野市からまた活躍する人物が出ることを期待しています。(10代・男性)  
●お正月におばあちゃんの家に行き、この広報を発見！クイズ好きなおばあちゃんと一緒に解きました。今度岩瀬の清水についてみたいと思います。(10代・女性)  
●ゴミについて書いてあってよかったです。日ごろ、ゴミの捨て方には正直困っていました。今後その他のゴミについてお願いします。(30代・女性)  
●青春ingに出ていた音田さん。高

校での活躍期待しています。オンラインピック等、上を目指して頑張ってください。(50代・女性)  
●1月号の表紙、子どもたちの笑顔を見て元気が出ました。(30代・女性)  
●市内の知らない地名が多いので、地名紹介が楽しみです。(10代・女性)  
●学校の授業でゴミの学習をしました。広報にもゴミの分別が載っていて勉強になりました。(10代・女性)  
●1月号は同年代の中学生が結構載っていてよかったです。若者にもうけるような広報をお願いします。(10代・女性)  
●昨年は災害の多い年でしたが、今年は災害の無い良い一年でありたいものです。(50代・男性)  
●市長のあいさつは今後の阿賀野市の方向性が良く示されており参考になりました。(70代・男性)  
●男女共同参画社会の調査結果が載っていました。私もアンケートに答えました。いろんなことに関連して大切なテーマだと思えます。特に少子化問題。それなのにアンケートの回収率が低かったのは残念です。(40代・女性)  
●17年度の成人式はどこでどんな風にやるのですか？(10代・女性)  
☆今年5月3日(火・祝)、水原総合体育館で4地区統一して行きます。

### リサイクルの手順

飲料・酒・しょうゆ用に使われたペットボトルだけを出してください。

### 《水原・笹神・京ヶ瀬地区》

○キャップはプラスチック容器包装へ出す。(キャップ付きのボトルが依然として3割ほどあります。このため、数千本のキャップを取り出す作業が大きな負担となっています。)

ラベルは取り外ししやすいようにミシン目を入れたり、プラスチック容器マークを付けたりのようになってきましたので、それに従って出してください。

### 《安田地区》

■環境センター(☎62-4571)

### よい情報

#### ペットボトルの正しい出し方

難易度 ☆☆☆☆☆

# 広報クイズ

## 3つの まちがいさがし

あなたに挑戦  
今月は「写真クイズ」



京ヶ瀬地区 ALT ミッチェル先生による授業風景です。(前山小学校)



★1月号の正解は次のとおりです。★

### イワセノシミズ

1	2	3	4	5	6
オ	ト	シ	ダ	マ	
7	8	9	10	11	12
セ	ン	カ	ン		ク
13	14	15	16	17	18
チ	ジ		ワ	ダ	チ
19	20	21	22	23	24
	ル	イ		ジ	コ
25	26	27	28	29	30
ノ		ク	シ	ヤ	ミ
31	32	33	34	35	36
ウ	ズ	ラ		レ	

《応募総数 91 通 正解者 88 人》  
ありがとうございました。

★1月号の当選者

- ・横田 亀寿さん・かさはらちかさん・岩野 千枝さん
- ・P.N Asakoママさん・P.N クマちゃん・五十嵐かずさん
- ・P.N □クセイさん・P.N エツちゃん・野村キミ子さん
- ・P.N デンシレンジさん

★応募の方法など★

上の2つの写真で、3か所だけ左右ちがうところがあります。問題の答えと2月号の感想などを書いて、あなたの住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、ハガキかFAX、Eメールで2月14日(月)までに応募ください。ペンネームや匿名での掲載を希望する方は、その旨をお書きください。(氏名も必ず書いてください)。

正解者の中から抽選で毎月10名の方に500円の図書券をプレゼントします。

FAX: 0250-62-0281

Eメール: kikaku@city.agano.niigata.jp

クイズの答え

959-2092

住所  
氏名・年齢・電話番号  
今月号の感想などをお書きください。

広報クイズ係行

広報あがのでは、皆さんからのご意見ご感想をお待ちしています。その他、地域の話や珍しい出来事、自慢のイラストなど、どしどしお寄せください。

### 【編集後記】

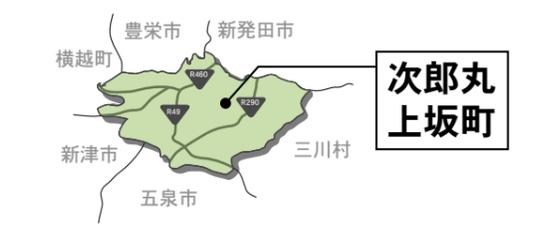
▼京ヶ瀬地区「裸参り」の取材は寒かったです。頭に鉢巻、腰にしめ縄を巻いた姿の皆さんの寒さは比しやないでしょうね。ちなみにこの日の最低気温はマイナス1度。八幡宮の周りは原っぱで天候は吹雪。体感温度はマイナス？度かな。それでも境内には気合の入った雄姿をカメラに収めようと、40〜50人はいると思われるカメラマンやテレビ局の姿も。私は手がかじかんで良い写真は撮れませんでした。

▼「消防出初式」。この日は朝からあいにくの雪。おまけに風まで吹いていて、写真を撮るにはまったくもって悪条件。それでも一斉放水のときは小降りになったのですが、市中行進では降る降る。カメラをタオルでガードしながら傘を首と肩ではさみ、妙な格好で消防車両を待ち構えていたとき、横からスーツと神の手が現れ傘を持ってくださいました。寒い中にも心温まる瞬間。ありがとうございました。

▼私は安田地区の「裸参り」に出動。裸の人たちがいる一方で上下ともに一枚重ねという雪だるま状態で出かけていきました。しかし常に前で写真を撮らなければならぬため、住吉神社から八幡宮まで走りっぱなし。おかげで頭も体もオーバーヒートしてしまいました。取材は八幡宮前で打ち切り、その後の「だんごまき」は一市民として参加。転びながらも餅を9個ゲットしました。これと今年のは病気が知らずです。



県営ほ場整備事業竣工記念碑



市役所から市営バス五頭温泉郷・笹神・水原線で約35分(遠藤商店前下車)

# 私の住む地域

●今月は次郎丸・上坂町です●

ここが笹神の中心だったか？  
次郎丸と上坂町は、瓢湖から出湯温泉へ向かう途中と中間に位置する柿畑の広がったのかな集落です。一説ではその昔、この地に「坂町港」という港があり、そこで「次郎丸」という船が沈没、助かった乗組員たちがこの地を開拓したことからこれらの地名がつけられたと伝えられています。また鎌倉時代の書物を開くと「白川庄猿田村」と記述が

あり、これはどうも笹神地域のように、更に上坂町には「猿田」という小字もあることから実は上坂町辺りが笹神地域の中心ではなかったかという説もあります。  
いずれにせよ、現在二つの集落は行政区こそ分かれていますが、隣同士、協力し合いながら行事、作業を行っています。  
「いいトコ」探しから夢実現  
10年程前に北浦原農業改良普及セ

ンターの「明るい村づくり」事業の一環で集落の誇るべきものは何か？という探索会を開きました。そこであがった一つが旧公会堂の横にある杉の木です。かつてこの地にあった神社を合した記念に植樹したのではないかと言われており、直径4mで樹齢は四百年、生まれ育った場所を思い出させてくれる木です。そしてもう一つ。(次郎丸、上坂町は)農業で生きている、農業を基本とした集落であるということでした。そこから話は膨らんでいき、何度も話し合いを重ねた結果、江戸時代から一度も手を入れたことなかった田んぼを基盤整備することにしたのです。山、畑、川が入り組み、近年の大型機械化農業には対応できない条件の悪い田んぼに集落民は長年どんなに苦しめられたことか。平成10年着工、同年8月の水害を乗り越え15年3月、5年の歳月を経てようやく私たちの願いが叶いました。  
念仏講を後世へ引き継ぐ  
ここでは今も念仏講が続けられています。一時絶えそうになったのですが、集落の音頭・協力で継承できることに。先輩から作法・流れを教わり、葬式があると指揮を取って同じ里で生きた故人に最期のあいさつをするのです。今は定期的に集まり練習を積んでいます。まとまりがあるからこそできることであり、無くしたくない大切な集落の文化です。  
(取材協力)山崎清さん、横山与さん、菅井均さん、遠藤貞雄さん)

## 市長閑話

### 睦月三題

睦月たる  
春の来らば斯くしこと  
梅と招きつつ梁しき終へめ  
万葉集にも詠われたお正月も間もなく終え、二月五日から始まるサントピアワールドの「第十回世界の洋らん展」が春の訪れを予感させるように、草木が更生する如月を迎えようとしています。

歳 祝  
例年、睦月は年始めの各種の行事が加わり慌しさを増しますが、この中で心待ちにしていたのが、正月二日に開催された安田地区の四十二歳の歳祝同期会でした。これは、戦争中から安田地区に続いている歳祝の会で、今年八十四歳を迎えた私は、年齢がちやうど半分の皆さんの大先輩である阿賀野市長として祝辞を申し上げました。

阿賀野市磐石の重さを感じました。  
東京新潟県人会  
県人会の平成十七年新年会は、一月十六日、丸の内パレスホテルを会場に、出席者が千名を超える大盛況ぶりでした。会場正面に「がんばろう！新潟」の幕を掲げ、遠く古里を離れた在京県人が熱い望郷の真心に燃えた光景は、過去に経験したことがないものでした。  
郷土の一日も早い復興を願う想いに、泉田知事を始めとする地元の方々や米山県人会長や会員が一体となって、県土の再建を誓った一日でもありました。

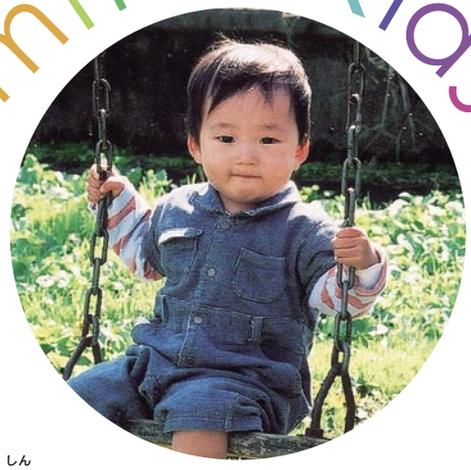


本 田 尚 苑



スマイルキッズ

# Smile Kids



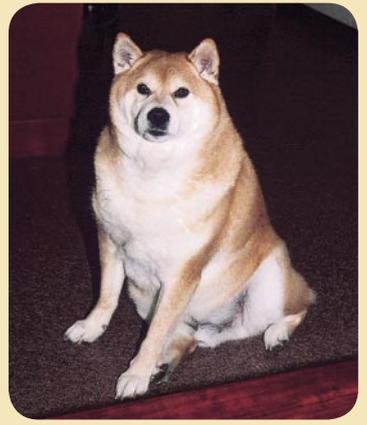
丸山龍真くん(2歳) / 安野町 (パパ賢宗さん・ママ友美さん)

ぼくは『りゅうしん』。1がつに2さいになったばかりだよ。ぼくはおさんぼがだいすき。はれたひには、じてんしゃにのせてもらってしょうぼうしゃをみにいくな。ふゆはさむくてじてんしゃにのれないけど、ぼくのあかいさんりんしゃにのって、しょうぼうたいになるんだ!!

## もう一匹の家族

オレ、『そら』。このとおり犬もうらやむナイスバディ。3年前から体のことを考えてダイエットに挑戦してるんだけど、やっぱりお菓子はやめられないね。いまだに効果ないよ。だから散歩中に疲れて座り込んだり、ご主人様に抱かれて帰ってこることもしばしば。一応これでも店の看板犬なんだけど、営業中は昼寝中、吠えるのも面倒でオレっていったい何者!?

ところで、近所にゴールデンレトリバーの『マリ』ちゃんっていう犬がいるんだ。仲良くしたいんだけど、大きくて、なかなかおそばに寄れないんですう…。



食事処 山清水さん(出湯)の『そら』くんでした。

4コママンガを書いてくれる人を募集します。詳しくは ☎ 62 - 2510 広報広聴係へ。



小松地区 元旦マラソン



### 一年の走は元旦にあり

お正月恒例、山手地区と小松地区の元旦マラソンが小雪の舞う中開催されました。参加者は山手地区が約40人、小松地区は約70人。子どもからお年寄りまで、それぞれ1km~3km、集落内を元気に駆け抜けました。

山手地区 元旦マラソン

